

第2次

ひたちなか市

地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和6年3月

ひたちなか市

ひたちなか市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

1, 計画改定の背景と目的.....	6
2, 計画の位置づけ.....	7
(1)地域福祉計画.....	7
(2)地域福祉活動計画.....	8
(3)再犯防止推進計画.....	8
(4)地域福祉計画と地域福祉活動計画 一体策定の意義.....	10
3, 計画の概要.....	11
(1)地域福祉とは.....	11
(2)「地域」「日常生活圏」とは.....	12
(3)計画の期間と進行管理.....	14

第2章 本市の現状と課題

1, ひたちなか市の状況 -人口動態等及び各福祉データ-.....	16
(1)人口統計, 予測.....	16
(2)高齢者の状況.....	17
(3)障害者の状況.....	18
(4)地域福祉活動の状況-サロン数-.....	20
(5)犯罪等に関する状況.....	20
2, 地域福祉の状況.....	21
(1)地域福祉に関するアンケート結果.....	21
(2)第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価.....	29
3, 課題の整理.....	30

第3章 計画の基本的な考え方

1, 計画の基本理念.....	32
2, 計画の基本目標.....	33
3, 計画における役割.....	34

第4章 施策の展開と進行管理

1, 施策の展開.....	38
基本目標1 ふれあいと助け合いのある地域づくり.....	38
1-1 地域福祉への理解・参加促進.....	38
1-2 地域福祉の担い手育成・活動支援.....	39
1-3 助け合い「暮らし」を支える.....	40
基本目標2 誰もが安心して利用できる福祉の推進.....	40
2-1 充実した情報提供.....	40
2-2 包括的な相談体制の構築・連携の強化.....	40
基本目標3 ボランティア・地域福祉活動の活性化.....	41
3-1 ボランティア・地域福祉団体への助成等.....	41
基本目標4 安全で住みよい地域社会の実現-再犯防止の推進- (ひたちなか市再犯防止推進計画).....	42
4-1 更生保護団体等への活動支援.....	42
4-2 犯罪や非行の防止と更生への理解促進.....	44
4-3 地域の中での自立した生活を送れるよう支援.....	45
2, 施策の進行管理.....	46

参考資料

1, 計画の推進体制.....	48
(1)ひたちなか市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	48
(2)社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会規程.....	50

(3) 委員名簿	52
2, 計画策定の経過	53

第1章

計画の策定にあたって

1, 計画改定の背景と目的

本市では、平成19年9月に「ひたちなか市地域福祉計画」(以下、「前期地域福祉計画」といいます。)を策定し、「助け合い 支え合う ころでつくるまちづくり～誰もがいきいきと暮らす地域を目指して～」を基本理念に掲げ、地域住民主体の地域福祉を推進してきました。また、平成24年3月には、前期地域福祉計画の基本理念を継承しつつ社会情勢の変化を踏まえ改定(以下、「後期地域福祉計画」といいます。)を行いました。

社会福祉協議会においても、平成21年3月に「第1次ひたちなか市地域福祉活動計画」(以下、「第1次地域福祉活動計画」といいます。)を策定し、「未来につなごう 一人ひとりのささえあい」を基本理念に地域福祉事業を実施してきました。

さらに、平成31年に市と社会福祉協議会は、後期地域福祉計画と第1次地域福祉活動計画を一体的に改定し、市や社会福祉協議会、市民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者などの役割や協働を明確化し、より実効性の高い計画を目指して、「ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画」といいます。)を策定しました。

第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定から5年が経過し、社会福祉法の改正や、新型コロナウイルス感染症の広がりなど大きく社会が変化しています。このような中で、生活困窮者の増加や外出機会の低下による高齢者の身体機能の低下、社会的孤立など地域福祉課題も変化していることから、社会情勢の変化、地域福祉に関する意識の変化や第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の評価等を踏まえ見直しを行ったものです。

また、本市では安全で住みよい地域社会をつくるため、これまで更生保護の役割や重要性を市民に広報する等に取り組んできました。これらの取り組みを、さらに推進するため、本計画に再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとなりました。

そして、本計画においても、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の理念を踏まえ、取り組みを推進してまいります。



本計画と関連する SDGs 目標

2, 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定される計画で、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を整理し、専門職を含めて多様な関係機関が話し合い、課題の解決のため地域福祉の推進に関する事柄を一体的に定める計画です。

本市では、福祉分野の個別計画として、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（しあわせプラン21）、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画（障害者プラン）、子ども・子育て支援事業計画などを策定し、各々の目標を達成するべく取り組んでいるところです。その中で、地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられます。

□ 市町村地域福祉計画-社会福祉法第107条

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、法律に規定されたものではなく、社会福祉協議会が呼びかけて、市民、地域において社会福祉に関する活動を行うものや、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

□ 社会福祉協議会-社会福祉法第109条抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

□ 地域福祉活動計画-「地域福祉活動計画策定の手引き」

福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、市民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だつて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたときめ。

(3) 再犯防止推進計画

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が大きな課題となっています。その様な中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施

行され、再犯防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、県及び市町村においても地方再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。更生し社会復帰したのち、地域社会で孤立せず、安定した生活をおくるためには、息の長い支援が必要となります。地域社会での暮らしを維持・持続できる環境が、住民等が犯罪による被害を受ける事の防止となり、安全で住みよい地域社会となります。

本市においても、これまで安全で住みよい地域社会の実現のため社会を明るくする運動等を通して、更生保護の役割や重要性を市民等に広報するなど取り組んでまいりましたが、さらに推進するため改めて本計画に「ひたちなか市再犯防止推進計画」として位置づけることとしました。

□ 再犯防止計画-再犯の防止等の推進に関する法律第8条

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

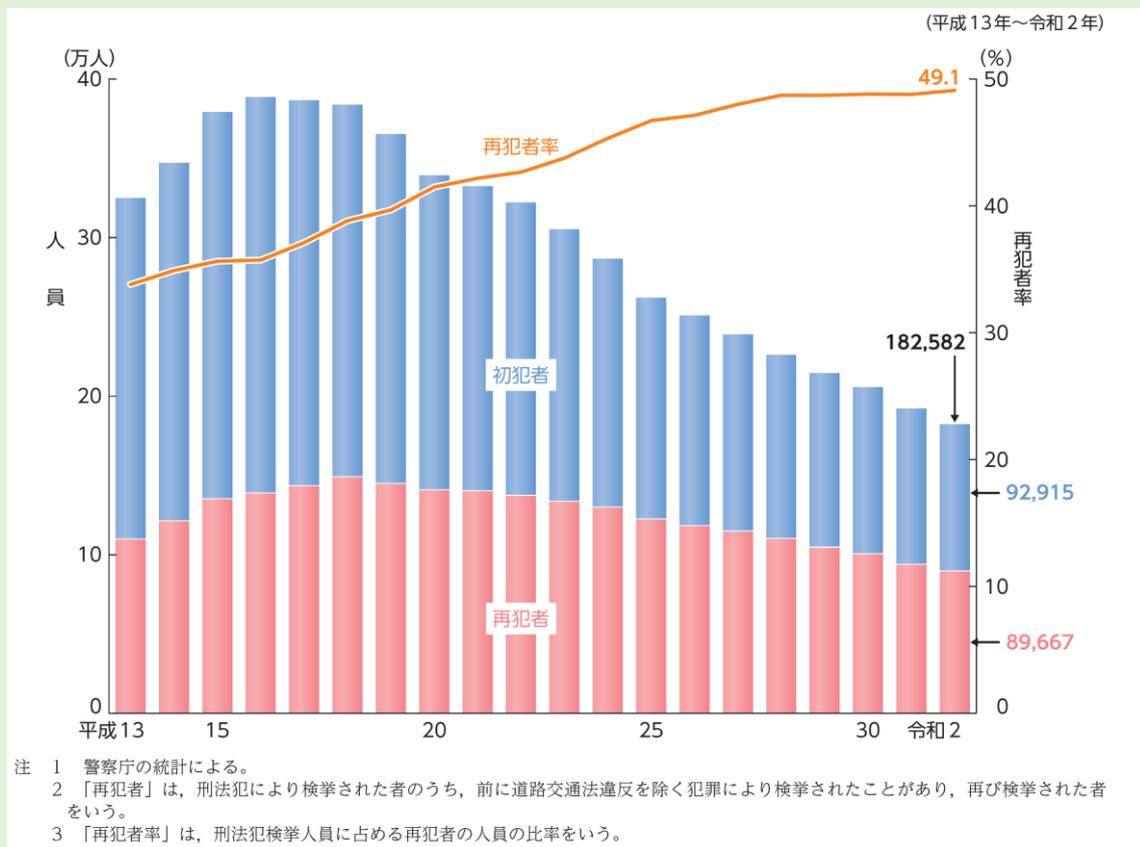
□ 社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動で、令和5年で73回目を迎えました。本市においては、例年運動の趣旨の周知・浸透を図るため、市報や関係団体等の発行する機関紙への掲載や、のぼり旗等による広報活動や街頭キャンペーンの実施、犯罪・非行の防止等と呼び掛けるための講演会を開催しています。

□ 再犯率の上昇について

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。）の人員及び再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移は、図1のとおりとなります。再犯者率は、49%前後で横ばいの状況です。

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（出典：令和3年度犯罪白書）



(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画 一体策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、いわば車の両輪です。これらを一体となって策定することの意義は、市と社会福祉協議会、市民、地域福祉活動団体、ボランティア団体、福祉事業者など地域に関わる者の役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

3, 計画の概要

(1) 地域福祉とは

本計画における、地域福祉とは「それぞれの地域で、住民一人ひとりがいきいきと安心して暮らしていけるよう、地域生活課題に取り組むこと」とします。

令和2年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進は、「地域住民が主体」であることが明文化されました。(社会福祉法第4条第1項。)。また、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。(社会福祉法第4条第2項。)

□ 地域福祉の推進, 地域生活課題について-社会福祉法第4条

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

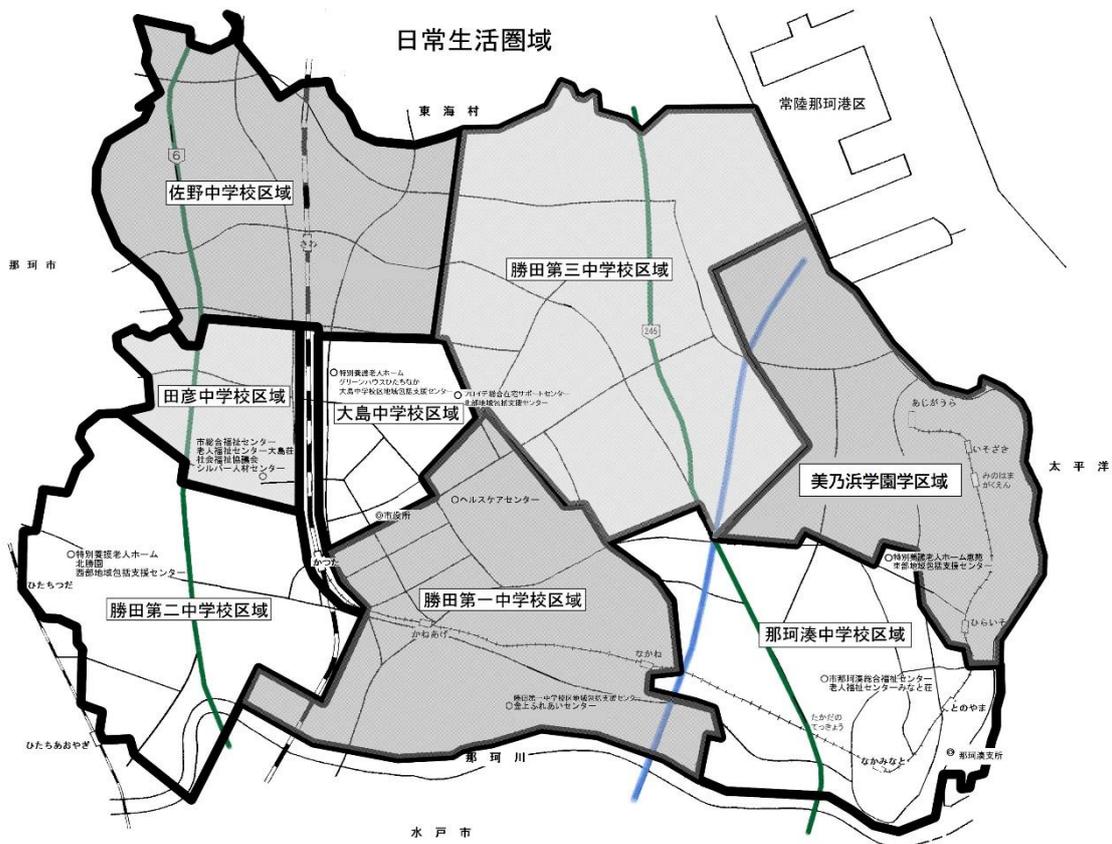
3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(平一二法一一一・全改, 平二九法五二・令二法五二・一部改正)

(2)「地域」「日常生活圏」とは

誰もが住みなれた地域の中でいきいきと安心して暮らしていけることが地域福祉の基本です。「地域」とは、「隣近所」のことであり、「自治会」「小学校区」のことであり、状況、場面によってさまざまです。

一方で、本市では中学校区単位として、コミュニティセンター等が整備され、地域住民によるまちづくりや活動が行われていることから、日常生活圏については中学校区(8地区)とします。



■ 勝田第一中学校区域

本市の中心部にあたり、常磐線勝田駅の東側を商店街が縦横に走り、その中に大型店舗が立地しています。石川運動広場周辺を中心にマンションの建設が相次いでいます。区域の北東部には昭和40～50年代に造成された住宅団地があり、区域の南部は農業的土地利用が比較的多くなっています。

■ 勝田第二中学校区域

常磐線勝田駅の西側に位置し、南北を通る国道6号線をはさんだ区域で、国道の東側の地域には工業系の大企業が立地しています。国道の西側の地域には昭和40～50年代に造成された住宅団地を始め、一般の分譲住宅が多く、区域南部の那珂川周辺の低地は、優良な水田地帯となっています。

■ 勝田第三中学校区域

本市北東の臨海部に位置し、茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園、常陸那珂工業団地などからなる「ひたちなか地区」と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。県道瓜連馬渡線西側の市街化区域では、勝田第2工業団地を取り巻くように昭和40～50年代に造成された住宅団地が点在するとともに、土地区画整理事業が進められています。

■ 佐野中学校区域

本市の北部に位置し、常磐線佐和駅西側を中心に商店街を形成しています。市街化区域においては、佐和駅を中心に土地区画整理事業が進められています。市街化調整区域では、畑地と樹林地となっており、農業的土地利用が行われている区域ですが、北部には大規模な住宅団地が造成されています。

■ 大島中学校区域

常磐線勝田駅を起点とする昭和通り線の北側に位置し、土地区画整理事業による都市基盤の整備と中心市街地や昭和通り線沿線への都市機能の集積に努めている区域です。

■ 田彦中学校区域

常磐線勝田駅と佐和駅間の西側に位置し、南北に国道6号線をはさんだ区域で、国道より東側には勝田第1工業団地に工業系の企業が立地し、その周辺は住宅地となっています。

■ 那珂湊中学校区域

東は太平洋に面し、南は那珂川に囲まれており、那珂湊地区の中心市街地を形成しています。古くから人口や産業が集積しており、那珂湊漁港を中心に水産物量販店が集積している区域です。国道245号線沿いで商業施設や住宅が建設されています。

■ 美乃浜学園学区域

本市南東の臨海部に位置し、茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園などの大規模開発が進められている「ひたちなか地区」に隣接し、海の観光レクリエーションの拠点と市街化調整区域による農業的土地利用が大半を占めています。

(3) 計画の期間と進行管理

第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画と同様、社会情勢及び福祉情勢の変化に素早く対応するため、本計画においても実施期間は定めず、随時見直しを図っていきます。

本計画を実行するための事業については、毎年度策定する「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施計画」(以下、「実施計画」といいます。)に定めます。事業の進行を厳密に管理するため、実施計画の目標年次は、5年後とします。ただし、地域福祉課題へ臨機に対応するため、評価や見直し(事業の追加等)は毎年実施します。

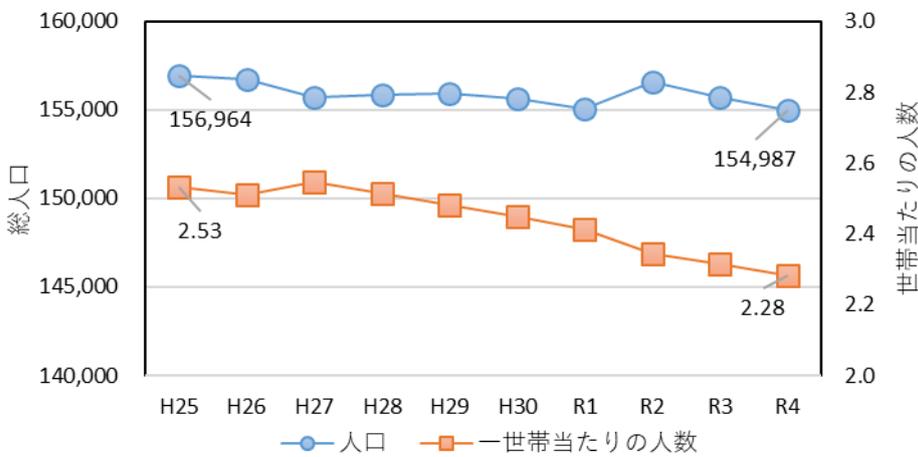
第2章

本市の現状と課題

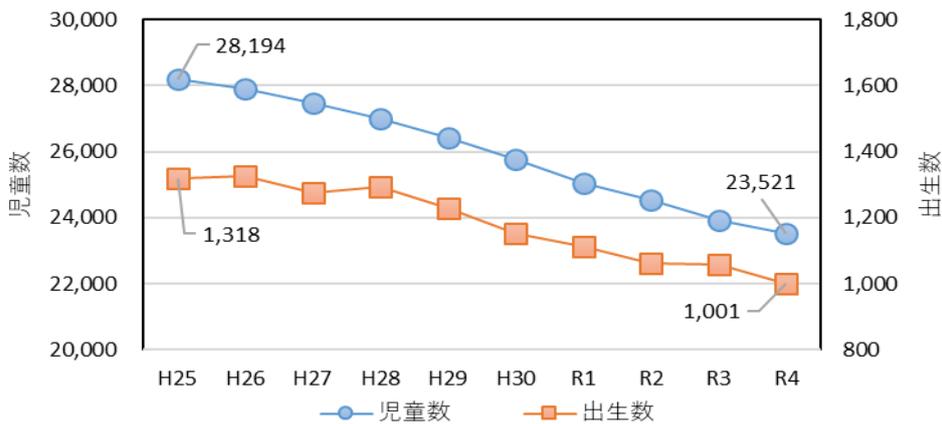
1, ひたちなか市の状況 -人口動態等及び各福祉データ-

(1)人口統計, 予測

本市においても, 出生数, 児童数, 人口は減少しています。また, 世帯あたりの人数についても減少傾向が続いています。平成28年3月に策定した総合戦略における「人口ビジョン」では, 今後も減少傾向は続き, 令和42年の人口を12万9千人と見込むものとしています。

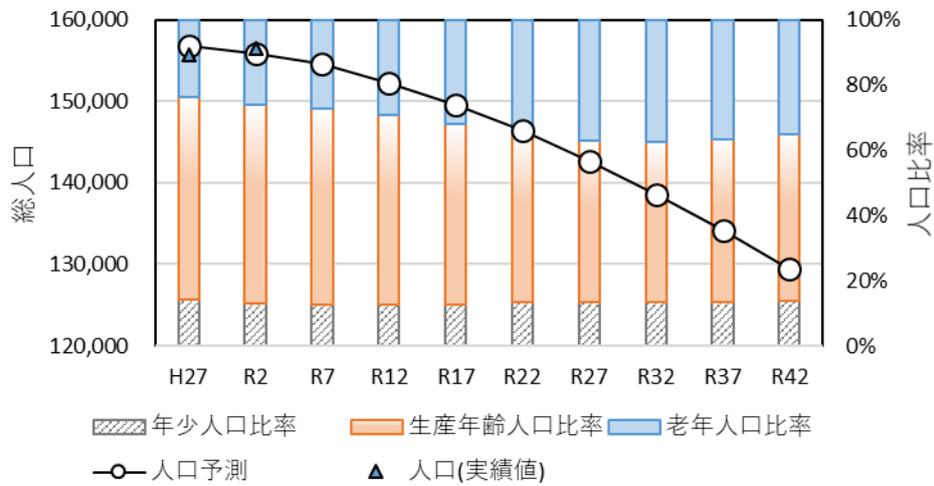


各年 10 月 1 日現在, 常住人口(平成 27 年, 令和 2 年は 10 月 1 日現在, 国勢調査人口)



児童数: 18 歳未満住基人口(年度末)

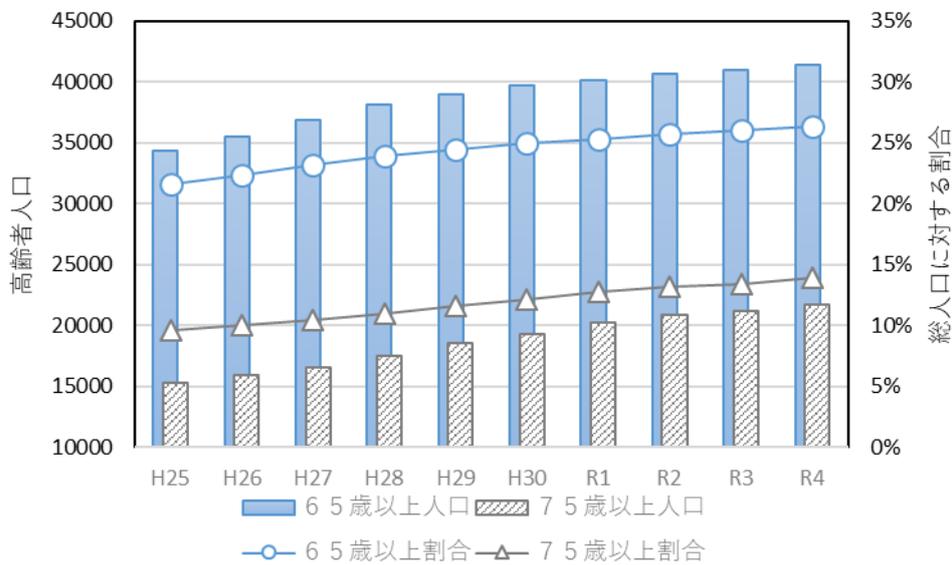
出生数: 常住人口調査(年度単位)



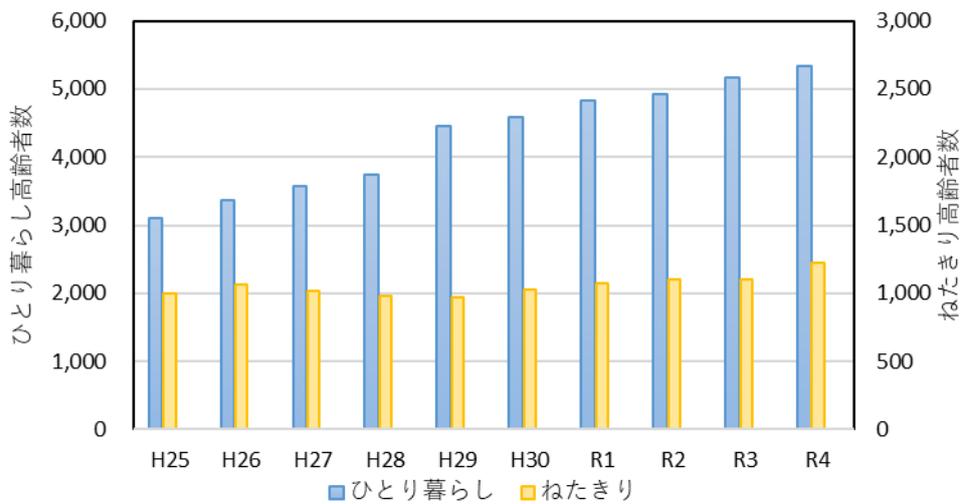
平成 28 年 3 月策定市人口ビジョン(出典:ひたちなか市第3次総合計画)

(2) 高齢者の状況

人口減少が続く中で、65歳以上、そして75歳以上の人口は増加しており、高齢化が進んでいます。ひとり暮らし高齢者数も年々増加しています。ねたきり高齢者数は、微増傾向です。



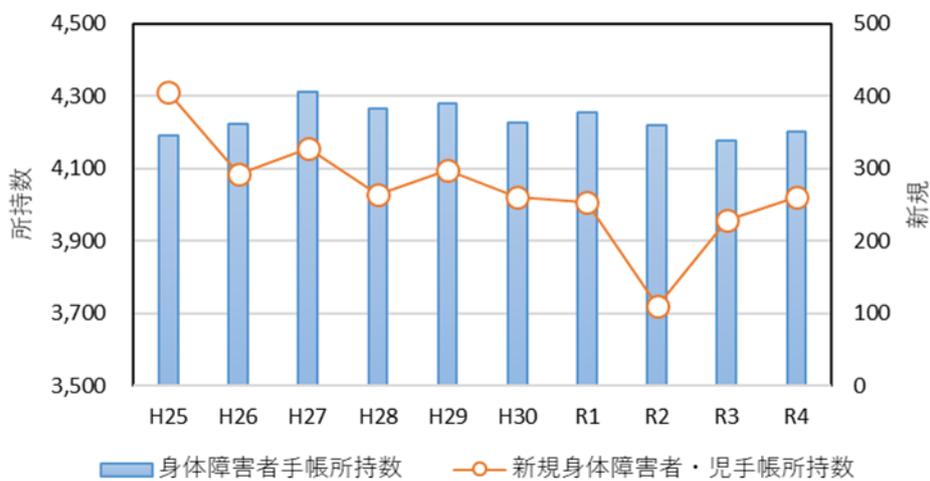
出典:ひたちなかの福祉



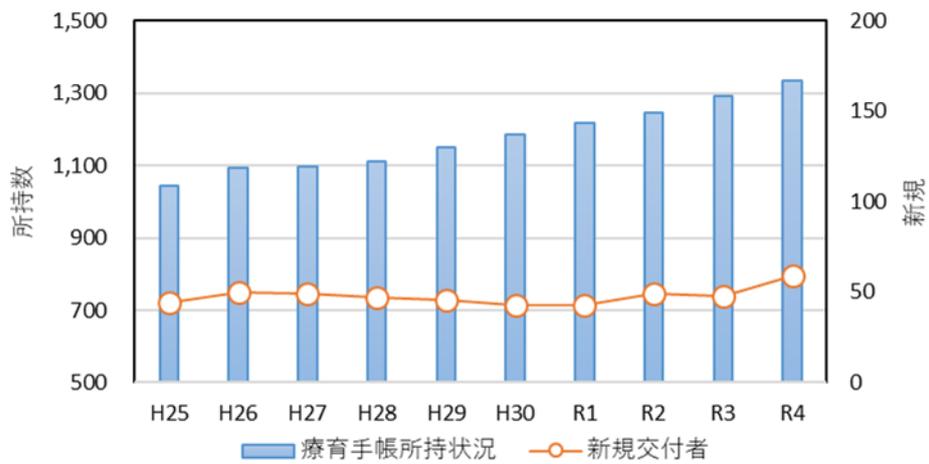
出典:ひたちなかの福祉

(3)障害者の状況

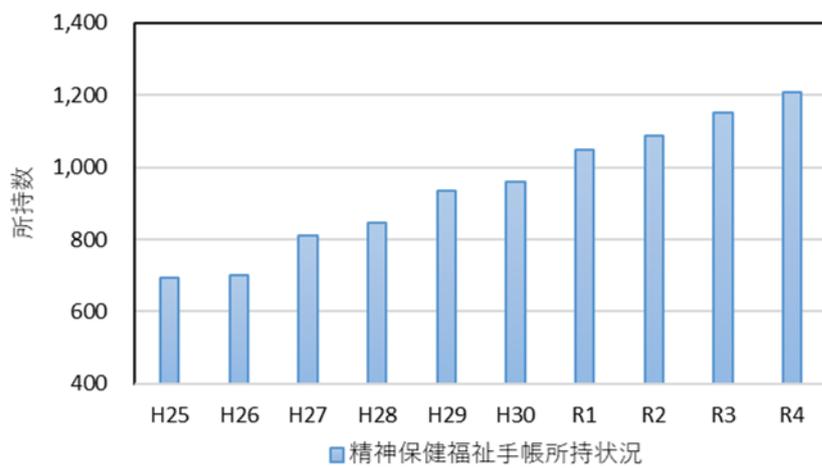
身体障害者手帳の所持数は、横ばい傾向です。療育手帳交付数は、毎年一定の新規交付者数があり、所持数は年々増加しています。精神保健福祉手帳の所持数は年々増加しています。



出典:ひたちなかの福祉



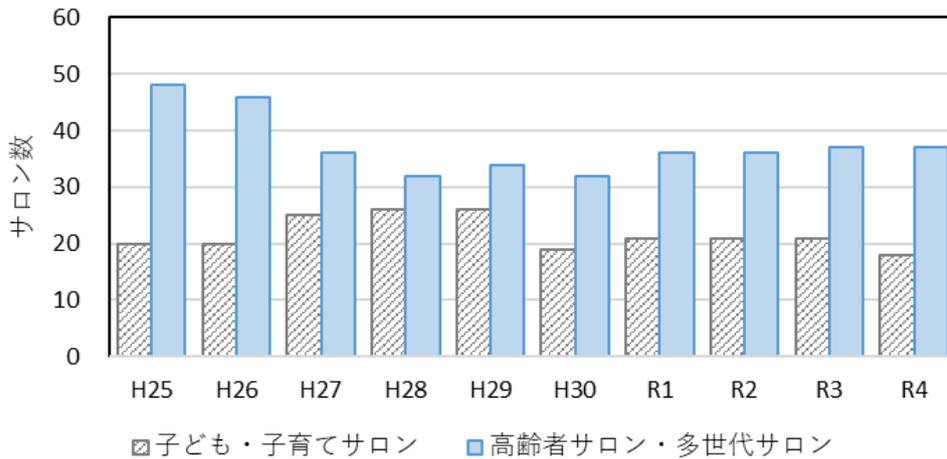
出典:ひたちなかの福祉



出典:ひたちなかの福祉

(4) 地域福祉活動の状況-サロン数-

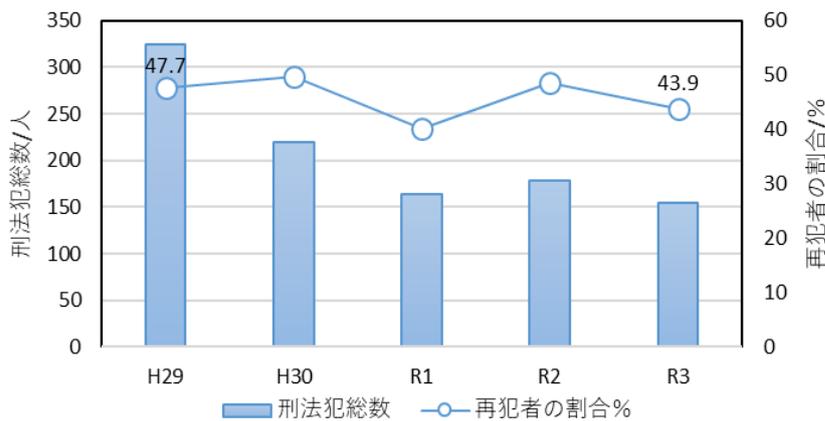
子ども・子育てサロン数は横ばい傾向です。高齢者サロン・多世代サロン数は、平成25年ごろから平成28年にかけて減少傾向にありましたが、その後は一定数を維持している状況です。



出典;ひたちなかの福祉

(5) 犯罪等に関する状況

ひたちなか署における再犯者数の割合は以下のとおりとなります。本市においても、再犯者の割合は高い水準で横ばいの状況が続いています。



※法務省矯正局提供データを基にひたちなか市作成

(「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。)

2, 地域福祉の状況

(1) 地域福祉に関するアンケート結果

市民, 地域福祉関係団体(自治会長, 高齢者クラブ会長, サロン, 民生委員・児童委員), NPO法人, 社会福祉法人の地域の福祉活動に関する考え方を調査するため, アンケートを行いました。同様のアンケートは, 平成29年度にも実施しており, 同じ設問項目については, 5年前の結果と比較することにより, 福祉意識の変化をまとめています。また, 本計画に新たに「ひたちなか市再犯防止推進計画」を位置づけることから, 再犯防止に関する調査も行いました。アンケートの結果から, 注目したポイントは以下のとおりです。

- 近所付き合い等, 地域における関係が希薄化の傾向にあります。
- 市民アンケートにおいて, 「ご近所で手助けが必要な方を手伝いたいと思う」を選択した方は約7割となっています(5年前と同様の結果です。)
- 地域福祉関係団体間での連携の深化がみられました。
- 地域福祉関係団体が感じている課題としては「参加者・会員不足」「リーダー・運営者等の担い手不足」が挙げられます。
- 再犯防止について, 「社会を明るくする運動」等の市民認知度は低い状況にあります。
- 新しいことを始めるときの行動の起点(設問「新しいことを始めようとするとき, どこからの情報をもとに行動しますか」)は, 「インターネット検索」, 「市報などの広報紙」に続き「知人や友人」が上位3位であり, 身近な人からの口コミの影響も重要な要素となっています。

■ アンケートの概要

アンケートを行った対象者・時期等は、以下のとおりです。

(調査対象者: 令和5年1月現在)

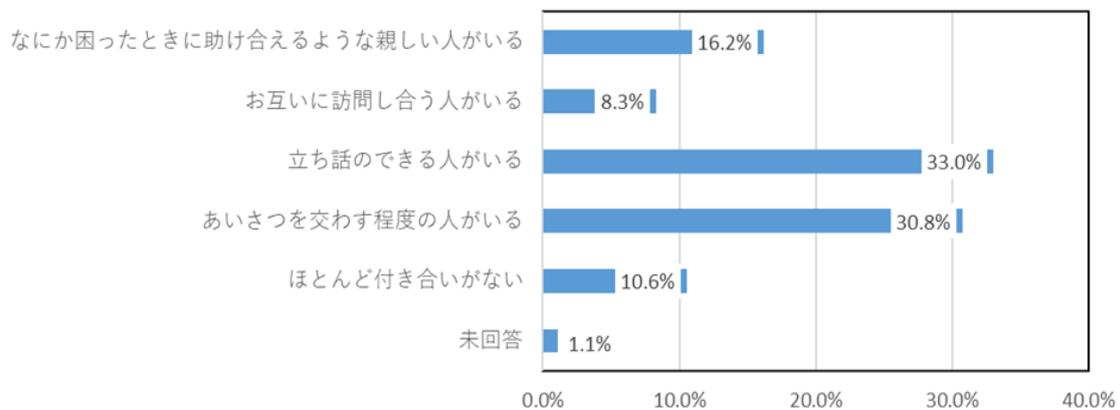
	調査対象者	調査時期	回答数 回答率
市民	住民基本台帳から無作為抽出した 市内在住の18歳以上の 男女3,000人	令和4年12月～ 令和5年1月	1,154 38.5%
自治会長	市内自治会長83名	令和5年1月 ～2月	77 92.8%
高齢者クラブ会長	市内高齢者クラブ会長 64名	〃	56 87.5%
サロン	市内子育てサロン19か所 高齢者・多世代サロン34か所 計53サロン	〃	42 79.2%
民生委員 ・児童委員	民生委員・児童委員 240名	〃	181 75.4%
NPO法人	福祉に係る市内NPO法人 23法人	〃	11 47.8%
社会福祉法人	市内23法人	〃	9 39.1%

■ アンケート結果

□ ご近所づきあい・地域のつながりに関する設問

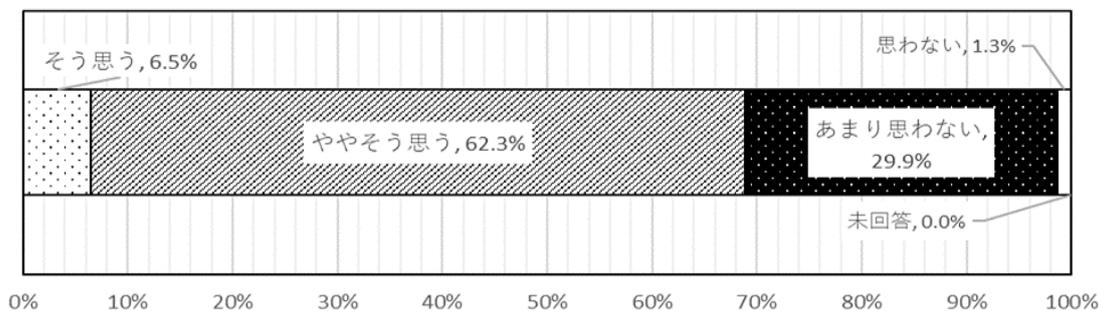
市民 あなたは、ご近所とどの程度の付き合いをしていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

5年前の調査結果と比較すると、「なにか困った時に助け合えるような親しい人がいる」が約5ポイント減,「あいさつを交わす程度の人がいる」が約4ポイント増と、より浅いつきあいを選択する方が増加し、希薄化の傾向がみられました。



自治会長 住民のつながりや支えあいの状況について住民どうしのつながりが強いと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

5年前の調査結果と比較すると、「そう思う」が約5ポイント減,「ややそう思う」が約8ポイント増となっています。



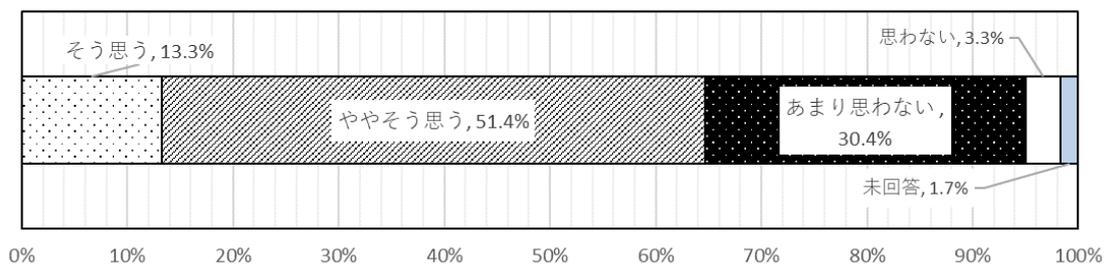
自治会長 住民の多くの方が自治会活動へ参加していると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

5年前の調査では、全中学区で「ややそう思う」が一番多くなっていましたが、（一中学区は「あまり思わない」も同数）、本調査では「あまり思わない」が一番多い（同数含む）中学校区が増える結果となっています。

回答	中学区								合計	割合
	一中	二中	三中	佐野	大島	田彦	那珂湊	美乃浜		
そう思う	0	2	0	1	1	1	0	0	5	6.5%
ややそう思う	6	6	1	4	3	0	6	2	28	36.4%
あまり思わない	6	1	7	4	5	4	12	2	41	53.2%
思わない	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2.6%
未回答	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1.3%

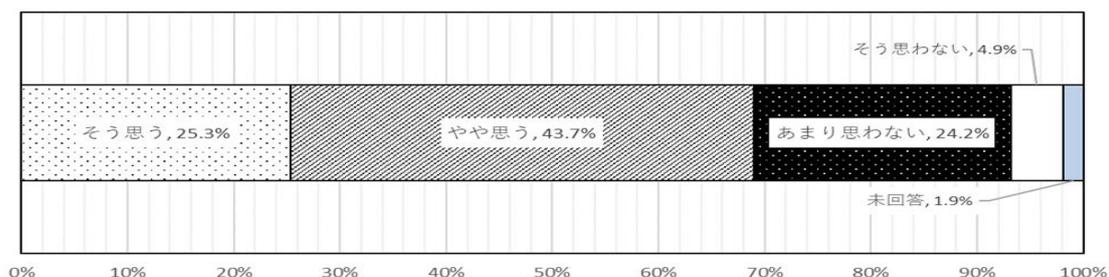
民生委員・児童委員 住民のつながりや支えあいの状況について、皆さんの所属する地域では住民どうしのつながりが強いと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

5年前の調査結果と比較すると、どちらかと言えば「思う」を選択した方が6.5ポイント減となっています。



市民 あなたは、ご近所で高齢者や障害のある方、子育てなどで手助けが必要な方がいたら、手伝いたいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

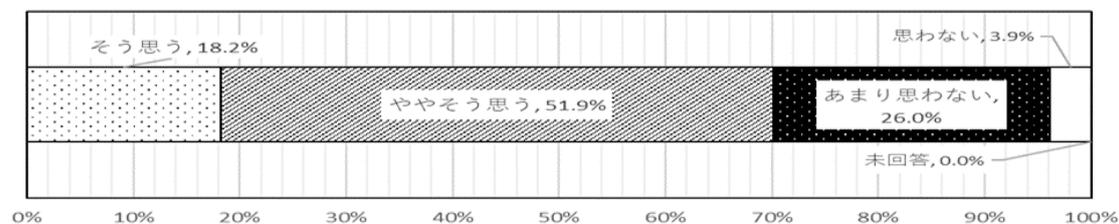
「そう思う」「ややそう思う」を選択した回答者は、5年前の調査結果と同様約7割となっています。



□ 地域福祉関係団体間の連携に関する設問

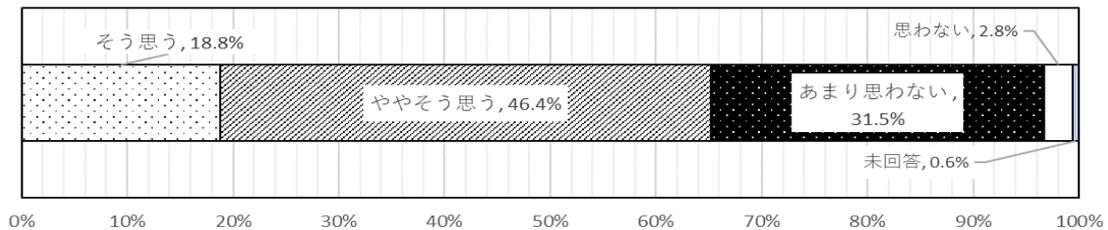
自治会長 自治会と他の団体(例:民生委員, 高齢者クラブ, NPO, ボランティア団体など)との連携が進んでいると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

5年前の調査結果と比較すると、「そう思う」「ややそう思う」が約6ポイント増であり、連携が進んでいる状況が見られました。



民生委員・児童委員 民生委員と他の団体(例:自治会, 高齢者クラブ, NPO, ボランティア団体など)との連携が進んでいると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

5年前の調査結果と比較すると, 進んでいると思う方が16.6ポイント増であり, 連携が進んでいる状況です。



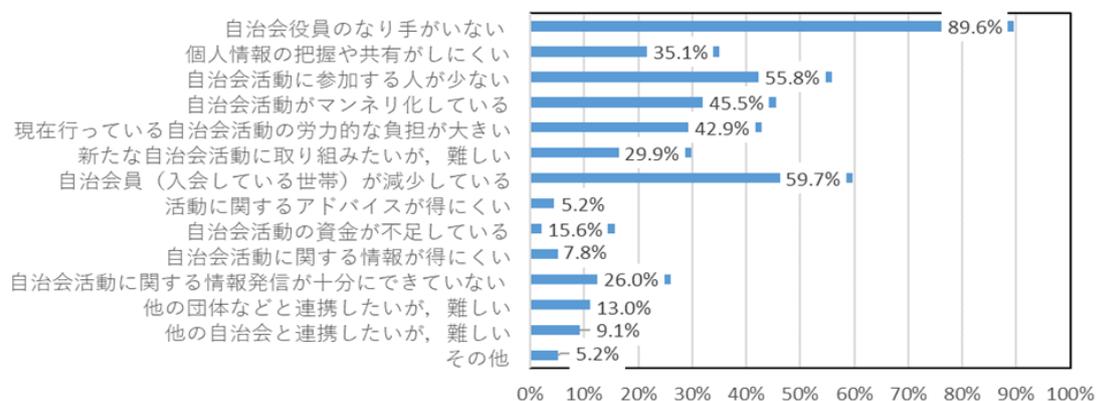
NPO法人 **社会福祉法人** 地域の団体等と業務上連携して事業などを実施していますか。

実施している・・・NPO法人 8法人/11法人中, 社会福祉法人・・・6法人/9法人中

□ 地域福祉関係団体が感じている課題に関する設問

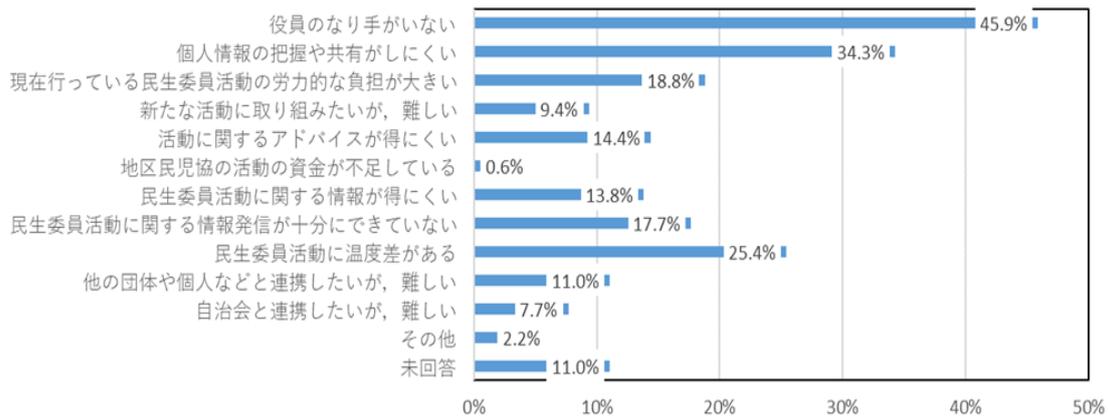
自治会長 活動や組織運営において困っていることは何ですか。あてはまるものすべて選択ください。

「自治会役員のなり手がいない」が89.6%と多数を占め, 「自治会員(入会している世帯)が減少している」が59.7%, 「自治会活動に参加する人が少ない」が55.8%と過半数を占めています。5年前の調査結果と比較すると, 「自治会員(入会している世帯)が減少している」が約20%増, 「自治会活動に関する情報発信が十分にできていない」が約13%増と変化が見られます。



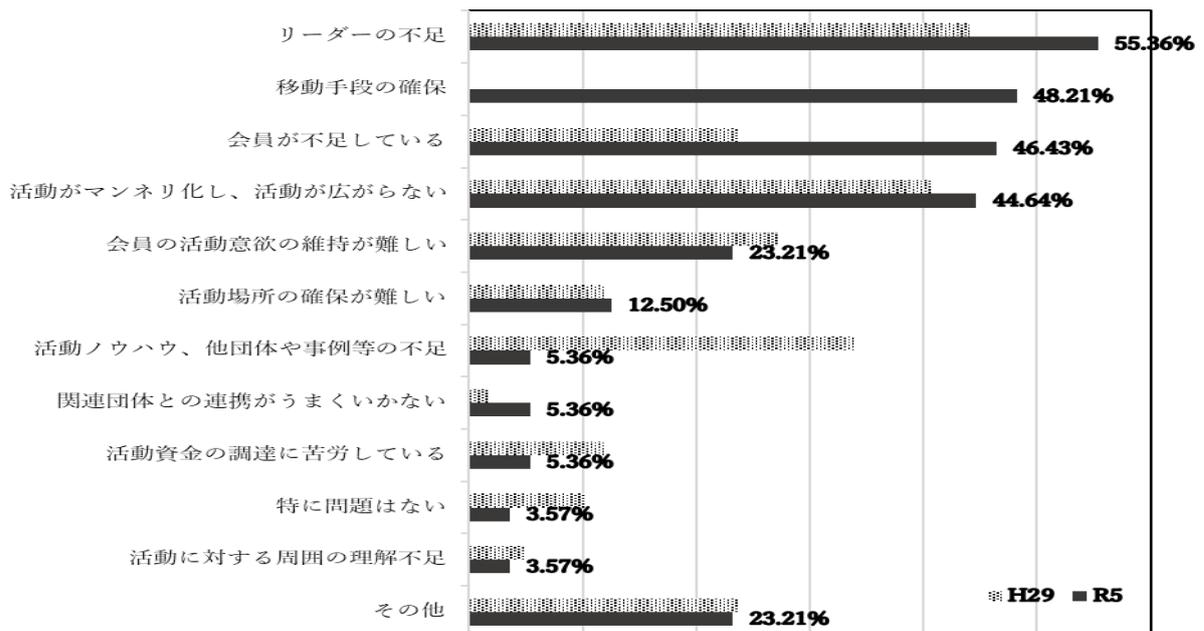
民生委員・児童委員 活動や組織運営において困っていることは何ですか。あてはまるものすべて選択ください。

組織運営で困っていることについては、「役員のなり手がいない」が45.9%、「個人情報の把握や共有がしにくい」が34.3%、「民生委員活動に温度差がある」が25.4%となっています。



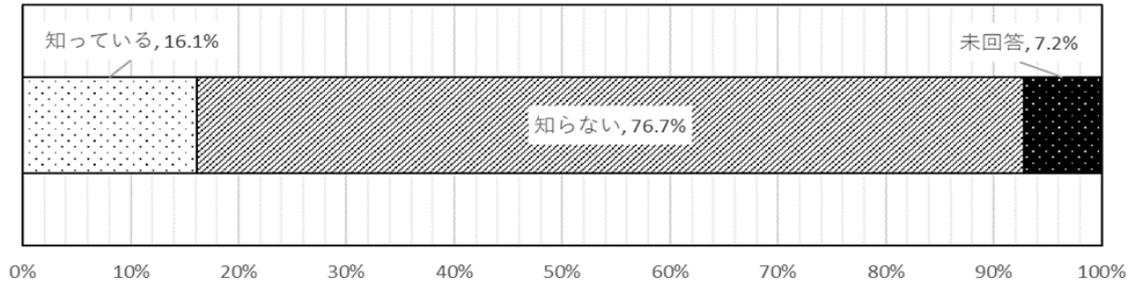
高齢者クラブ会長 貴団体の活動を行ううえで、困っていることは何ですか。(あてはまるものすべて)

「リーダーの不足」が55.36%と一番多い。次いで「移動手段の確保」が48.21%（令和5年調査で追加した選択項目）、「会員が不足している」が46.43%となっています。

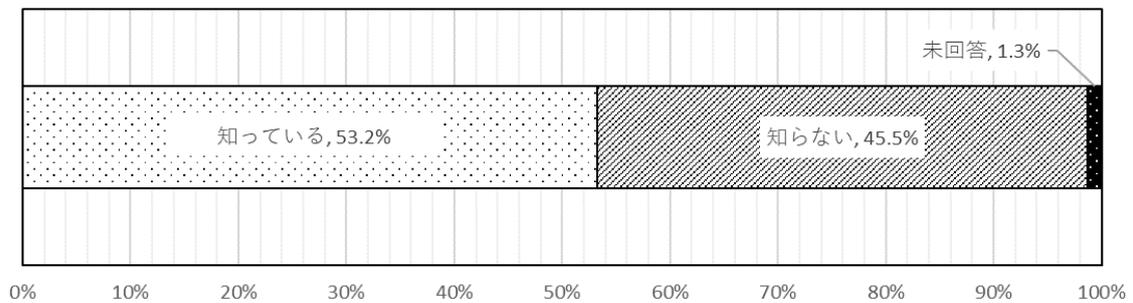


□ 再犯防止に関する設問

市民 「社会を明るくする運動」を知っていますか。



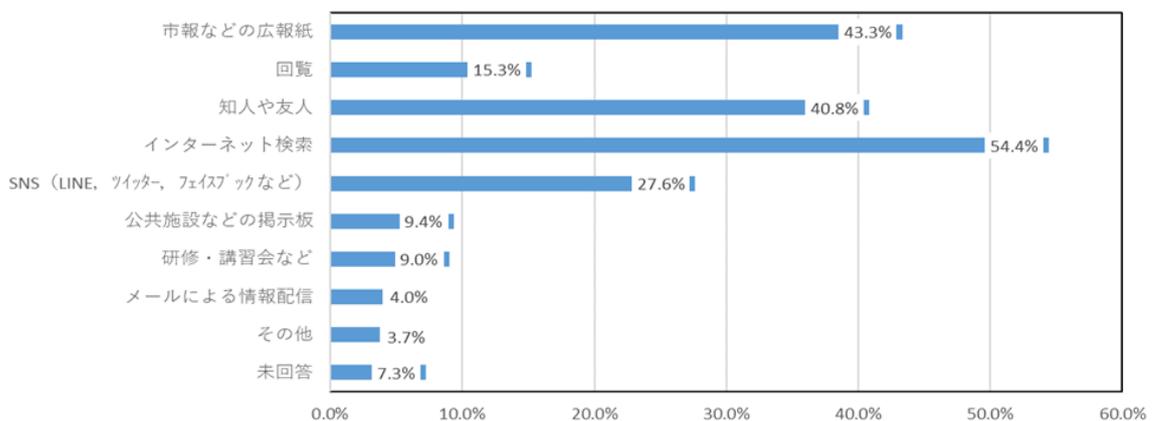
自治会長 「社会を明るくする運動」を知っていますか。



□ 行動の起点に関する設問

市民 新しいことを始めようとするとき、どこからの情報をもとに行動を起こしますか。
あてはまるもの全て選んでください。

新しいことを始めるときに参考にする情報は、「インターネット検索」54.4%、「市報などの広報紙」43.3%に続き、「知人や友人」が40.8%となっています。



(2) 第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価

平成31年3月に策定した第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画は、5か年の実施計画を策定し、毎年評価を見直すローリング方式により進行管理を行ってきました。

各施策に取り組む中で、評価は以下の通りとなります。

- 「充実した情報提供」に取り組んできたが、アンケート結果等から、発信した情報が行き届いていない状況が見られました。さらなる充実した情報提供、社会福祉協議会と地域の方との関わり・連携が課題といえます。
- 「包括的な相談体制の構築」について、種々の事業を実施する中で、困難事例への対応や、複雑なケースなどにより高度な対人援助技術や他機関との連携が求められる状況にあります。また、身近な相談窓口の認知度を高めることが求められています。
- 「地域福祉活動への参加促進」について、コロナ禍において規模を縮小しての開催であったものの、新しい生活様式に合わせ、施策を行ってきました。
- 「福祉の地域づくり支援」、「地域福祉を実施するための担い手育成支援」の中で、引き続き担い手の確保が課題となっています。一方で、「手助けを受けたい」方と「手助けができる方」のつながりが広がる状況も見られました。

3, 課題の整理

社会情勢, 本市の状況, 地域福祉に関するアンケート結果, 事業評価を踏まえた地域福祉における課題を以下の通り整理しました。

- 地域福祉に関するアンケート結果から, ご近所づきあいの簡素化や自治会活動への参加頻度の減少が見られました。これは, 核家族化や共働き家庭の増加, 就労期間の延長による地域で過ごす時間の減少などの社会的要因に加え, コロナ禍の人と人の距離をとる生活様式により, より加速したと思われます。
- 民生委員・児童委員や自治会, サロン等の地域福祉関係団体へのアンケート結果から, 関係機関との連携が深化している状況にあるものの, 依然として担い手不足が課題として挙げられます。
- 一方で, 「手助けを行いたい」という個々の考えに変化がないことから, その「個々の考え」をいかに地域や実際の活動へつなげていくのか, ということが課題といえます。
- 第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施計画の評価から, 家族・親族間の関係が複雑なケースなど, 複雑化する福祉課題への対応が課題として挙げられます。
- 再犯防止に関して, これまで市では社会を明るくする運動等を通して, 犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの立ち直りについて理解を深めるための活動を行ってきました。しかし, 市民アンケートの結果等における“社会を明るくする運動”の認知度の低さが示すように, より一層の取り組みが必要な状況です。

第3章

計画の基本的な考え方

1, 計画の基本理念

地域に住むすべての人がいつまでも住み慣れた地域で、健やかに、安心して、いきいきと暮らしていくために、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域共生社会を目指します。本市の地域福祉の課題である、「関係の希薄化」や「担い手不足」は、新たな課題ではなく、第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定時にも課題として捉えていたものです。このことから、第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念を引き継ぎ、本計画の基本理念は、「住みよい未来 つながり支える 地域の輪」とします。

基本理念 **住みよい未来 つながり支える 地域の輪**

□ 地域共生社会とは(厚労省 HP)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2, 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の目標を定めます。基本理念と同様、基本目標においても第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画を概ね引き継ぎます。ただし、地域福祉の主体は住民であり、さらに地域住民・地域福祉関係団体・社会福祉を目的とする事業者・社会福祉協議会・行政等が相互に協力し地域福祉を推進していく必要があることから、本計画では「ふれあいと助け合いのある地域づくり」を基本目標1とします。また、新たに再犯防止に関する取り組みを推進していくため、基本目標4として「安全で住みよい地域社会の実現-再犯防止の推進-(ひたちなか市再犯防止推進計画)」を定めます。

基本目標1 ふれあいと助け合いのある地域づくり

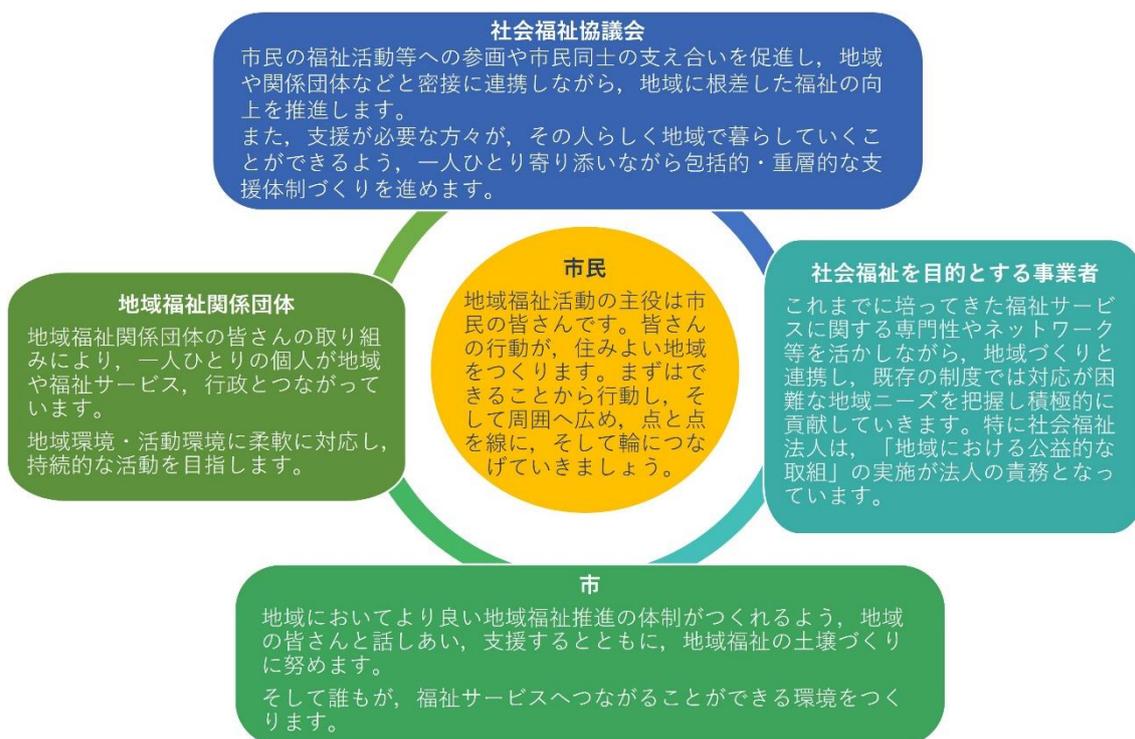
基本目標2 誰もが安心して利用できる福祉の推進

基本目標3 ボランティア・地域福祉活動の活性化

基本目標4 安全で住みよい地域社会の実現-再犯防止の推進-
(ひたちなか市再犯防止推進計画)

3, 計画における役割

地域共生社会の実現のためには、地域住民・地域福祉関係団体・社会福祉を目的とする事業者・社会福祉協議会・行政等、多様な主体が、我が事として考え、活動し、つながっていくことが必要となります。



■ 市民

地域福祉活動の主役は市民の皆さんです。皆さんの行動が、住みよい地域をつくりまします。まずはできることから行動し、そして周囲へ広め、点と点を線に、そして輪につなげていきましょう。

「地域福祉」は、日常生活の延長線上にあります。あらためて特別なことを行うことだけが「地域福祉」ではありません。暮らす



中で、ご近所を散歩すること、そして地域の方と顔を合わせた時にあいさつや言葉を交わすこと、地域の清掃活動に参加すること、そういった日常生活のなかで何気なく行うことが、「地域福祉」へとつながっていきます。



■ 地域福祉関係団体

(自治会・コミュニティ組織・サロン団体・民生委員・更生保護団体等)

地域福祉関係団体の皆さんの取り組みにより、一人ひとりの個人が地域や福祉サービス、行政とつながっています。地域環境・活動環境に柔軟に対応し、持続的な活動を目指します。

■ 社会福祉を目的とする事業者(社会福祉法人, NPO法人等)

これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、既存の制度では対応が困難な地域ニーズを把握し積極的に貢献していきます。特に社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務となっています。

■ 社会福祉協議会

市民の福祉活動等への参画や市民同士の支え合いを促進し、地域や関係団体などと密接に連携しながら、地域に根差した福祉の向上を推進します。また、支援が必要な方々が、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、一人ひとり寄り添いながら包括的・重層的な支援体制づくりを進めます。

■ 市

地域においてより良い地域福祉推進の体制がつくれるよう、地域の皆さんと話しあい、支援するとともに、地域福祉の土壌づくりに努めます。そして誰もが、福祉サービスへつながることができる環境をつくれます。

第4章

施策の展開と進行管理

1, 施策の展開

基本目標を達成するための、基本施策は以下のとおりとなります。

基本目標1 ふれあいと助け合いのある地域づくり

核家族化の進行により、家庭内での関係性が重視され、地域に対する興味やご近所づきあいの希薄化が進んでいます。それと同時に複雑・複合化する地域における福祉課題への対応は、必要とされる支援も多様化しています。地域が丸ごとつながり、お互いが「支える側」「支えられる側」となることができる地域を目指します。そのために、以下3つの施策に取り組みます。

1-1 地域福祉への理解・参加促進

地域の方々が、「地域福祉」について理解し、興味をもち、「我が事」としてつながっていただけるよう、種々のイベントや講座などの機会を設け、理解そして参加促進に努めます。

また、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に取り組みます。

活動事例

1 「地域のつながりの大切さ」に気づくきっかけづくり

カフェに来たようなリラックスした雰囲気でおしゃべりする場を開催しています。子どもから高齢者まで、どなたでも参加でき、地域のつながりの大切さに気づくきっかけの場となることを目指しています。



多世代でおしゃべり

2 地域の課題について話し合う、地域をつなぐしくみ

高齢者に限らず、子どもや障害者を含めたすべての住民が住み慣れた地域で、誰もが支えあい、助けあう中で安心して生活を送るため、住民主体の地域における支えあいの体制

を整え、備える取り組みを行っています。地域の課題について、日常生活圏（中学校区）単位で話し合いを行っています。その体制づくりを、社会福祉協議会・市はサポートしています。



地域での話し合い



話し合いから生まれた新たな集いの場

1-2 地域福祉の担い手育成・活動支援

地域における福祉活動が展開していくためには、担い手の育成が重要です。また、地域の皆様の間には、地域で活動したいがどのように活動していいかわからない方も多くいらっしゃいます。こういった方々を活動に結び付けていくためにも、講座等を通じ担い手育成を行うことにより、地域福祉活動を支援していきます。

地域福祉の担い手

1 民生委員・児童委員活動

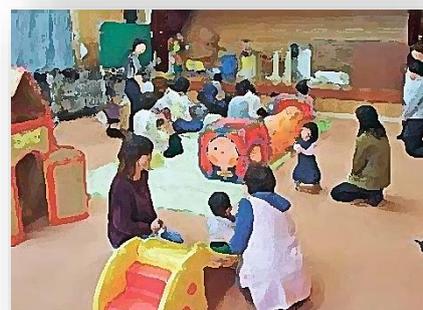
民生委員・児童委員は、地域福祉の増進のために活動するボランティアです。厚生労働大臣から委嘱されており、市では定数 245 名の方が活動されます。

民生委員・児童委員は担当区域内の子どもから高齢者まですべての地域住民が抱える福祉に関する困りごとをお伺いし、適切な相談窓口・行政などの支援機関につなぐ「パイプ」のような役目を果たします。

また、ひとり暮らし高齢者宅などを定期的に訪問し、安否確認や犯罪被害防止の啓発活動を行ったり、子育てサロンなど地域づくりの交流の場に参加し、地域のつながりを強めるお手伝いをしています。



一人暮らし高齢者への訪問活動



地域の交流の場へ参加

1-3 助け合い「暮らし」を支える

高齢者や障害のある方、そのご家族、そして子育て世代など様々な不安を抱えている方もいらっしゃいます。様々な不安や、生活への助けを必要とされている地域住民が、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、施策に取り組みます。そして、お互いに「見守り」、「見守られ」、「助け」、「助けられる」地域としていきます。



基本目標2 誰もが安心して利用できる福祉の推進

いつまでも住み慣れた地域で、健やかに、安心して、いきいきと暮らしていくために、必要な方が、必要なサービス等を適切に利用できるよう、環境の整備に取り組みます。

2-1 充実した情報提供

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、必要としている福祉サービスを適切に利用できるようにするために、わかりやすいサービスの情報提供を図っていきます。

2-2 包括的な相談体制の構築・連携の強化

人々が生活していく上で生じる課題は、介護・子育て・障害・病気等、さらには住まい・就労を含む役割を持てる場の確保・教育・家計・地域社会からの孤立など広範囲に及びます。このような地域住民の複雑化・複合化した福祉課題・支援ニーズへ対応するため、包括的な相談体制の構築・連携の強化を図ります。

関係機関での連携事例

1 社会福祉協議会・市・民間団体等の連携

社会福祉協議会では、認知症高齢者・精神障害者・知的障害者など判断能力が不十分な方に対して、「福祉サービスの手続きの仕方が分からない」「届いた郵便物の内容の

理解が難しく、誰かに手伝ってほしい」「計画的にお金を使えるようになりたい」など、生活していく中で生じる不安や疑問を専門員、生活支援員と共に考えながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援しています。その中で、市の生活保護のケースワーカーや医療機関の相談員、地域包括支援センターや相談支援事業所など様々な機関から相談があります。ご本人を支援するうえでどのような支援が必要か、できることは何かなど、内部での定期的な話し合いだけでなく、他機関との会議への出席や日ごろからの連絡調整などを通して、ご本人が活用されている関係機関との連携を図り、ご本人が安心して生活が出来るように支援をしています。



関係機関での連携強化

基本目標3 ボランティア・地域福祉活動の活性化

地域福祉活動を持続・展開していくためには、各種団体の積極的な活動が必要となります。市内には、すでに多くのボランティア団体や高齢者クラブ・自治会・社会福祉協議会支部・コミュニティ・NPO 法人などが活動しています。これらの団体を支援するとともに、新たな団体が立ち上がるように支援していきます。

3-1 ボランティア・地域福祉団体への助成等

ボランティア・地域福祉団体の活動を支援するため、補助・助成等を行います。

基本目標4 安全で住みよい地域社会の実現-再犯防止の推進- (ひたちなか市再犯防止推進計画)

【本計画における「基本目標4」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます】

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。更生し社会復帰したのち、地域社会の一員として、孤立せず、安定した生活をおくるためには、息の長い支援、そして受け入れる環境が必要となります。地域社会での暮らしを維持・持続できる環境が、住民等が犯罪による被害を受ける事の防止となり、安全で住みよい地域社会となります。

4-1 更生保護団体等への活動支援

更生した後、地域社会へ復帰できるよう、更生保護活動を支える保護司会、更生保護女性の会等更生保護団体の活動を支援します。市では、これまでもサポートセンターの運営協力や、活動助成など各団体の活動を支援してきました。また、社会福祉協議会においても、更生保護団体等へ支援しています。今後も、引き続き支援の充実を図っていきます。

□ 更生保護

「更生保護」とは、国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

□ 保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、民間のボランティアです。犯罪や非行をした人の立ち直り支援や地域の犯罪予防活動など、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えます。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、犯罪や非行をした人が社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を送れるよう、釈放後の住居や就業先など生活環境の調整や相談を行っています。

本市では、本市と東海村を保護区とした、東地区保護司会として活動されています。

□ 更生保護女性の会

女性の立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

□ 更生保護サポートセンター

保護司、保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。その多くは、保護司会が市町村や公的機関の一部を借用し、開設しています。本市においても、市が場所を提供し、庁舎内にサポートセンターが開設され保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

□ BBS会

BBS(Big Brothers and Sisters Movement)は、様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年・少女が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

□ 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪や非行をした人をその犯罪・非行歴を承知のうえで雇用することで、その立ち直りに協力する「事業者」です。犯罪や非行をした人の立ち直りには、働くことが大変重要です。協力雇用主は、「就労」と「見守り」の両方を担います。

4-2 犯罪や非行の防止と更生への理解促進

地域住民等においても犯罪や非行の防止と更生について、理解を深め、安心安全な地域づくりのため、引き続き社会を明るくする運動を推進します。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、罪を償い改善更生を果たす場もまた地域社会です。更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せて、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠となります。犯罪に対して、取り締まりを強化し、罪を犯した人を処罰することも必要なことですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない地域づくりをすることも大切となります。そのためには、「誰か」が取り組むだけでなく、地域のすべての人たちが、それぞれの立場で関わっていく必要があります。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。



社会を明るくする運動 活動事例

1 “社会を明るくする運動”講演会

犯罪や非行の防止と犯罪をした人たちの立ち直りについて理解を深めるため、市や社会福祉協議会、東地区保護司会、市更生保護女性の会、青少年相談員連絡会等からなる“社会を明るくする運動”ひたちなか市推進委員会が講演会を主催しています。



ふれあい交流館（しあわせプラザ）での講演会

2 街頭キャンペーン

“社会を明るくする運動”の強調月間である7月に、更生保護に関心を持ってもらうため、各地で街頭キャンペーンが行われます。本市でも、強調月間に勝田駅等で市内高校・高等専門学校¹の学生や更生保護団体などの関係機関の方が参加し、啓発物品を道行く人々に配りながら、周知活動を行っています。



勝田駅での街頭キャンペーン

立ち直ろうとしている人に対し偏見を持たずに温かく見守る、地域で孤立していそうな人がいたら声を掛けてみるなど、それぞれの立場でできることがあります。強調月間を機に、何ができるのかを考えてみませんか。

4-3 地域の中での自立した生活を送れるよう支援

いつまでも、地域で健やかに安心していきいきと暮らしていくために、必要な方が必要なサービス等を適切に利用できるよう、環境の整備に取り組みます(基本目標2)。これは、犯罪や非行から更生された方、犯罪や非行から立ち直ろうとしている方に対しても同様です。地域住民の一員として地域で安定して生活ができるよう、必要としている福祉サービスの適切な提供に取り組んでいきます。

2, 施策の進行管理

本計画を実行するための事業については、毎年度策定する「実施計画」に定めま
す。事業の進行を厳密に管理するため、実施計画の目標年次は、5年後とします。た
だし、地域福祉課題へ臨機に対応するため、評価や見直し(事業の追加等)は毎年
実施するとともに、中間年度において、実施計画の見直しを行います。



参 考 资 料

1, 計画の推進体制

(1)ひたちなか市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 ひたちなか市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため, ひたちなか市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は, 次の事務を所掌する。

- (1) 計画の実施状況の検証及び評価に関すること。
- (2) 計画の推進課題の検討に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は, 15人以内とし, 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 保健福祉団体関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会関係者
- (5) ひたちなか市自治会連合会関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 社会福祉施設関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会関係者
- (10) 特定非営利活動法人関係者

2 委員の任期は, 5年とする。ただし, 補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉事務所地域福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 ひたちなか市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年告示第66号)は、廃止する。

付 則(平成24年告示第169号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年告示第17号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年告示第59号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会委員会規程(以下「委員会規程」という。)第15条の規定に基づき、総合企画委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、社会福祉関係者及び学識経験者等のうちから会長が委嘱する。

2 前項の場合において、委員会規程第4条に規定する地域福祉活動計画の策定等に関する審議をするときの委員会の委員は、ひたちなか市地域福祉計画推進委員会の委員と同様とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉人ひたちなか市社会福祉協議会において処理する。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(3) 委員名簿

ひたちなか市地域推進委員会委員及びひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会委員は兼務となります。

(令和5年8月24日現在)

	区分	所属・役職名	氏名
1	市民代表	子育てサロン(きっずサロン のびのび)	菊地 清恵
2	市民代表	高齢者サロン(ほっとサロンかもめ)	宮木 愛子
3	保健福祉団体関係者	市心身障害者連絡協議会 副会長	皆川 嘉彦
4	保健福祉団体関係者	市高齢者クラブ連合会 会長	若林 文喜
5	保健福祉団体関係者	市母子寡婦福祉会 会長	○安島 令子
6	保健福祉団体関係者	東地区保護司会 会長	橋本 和雄
7	民生委員・児童委員	市連合民生委員児童委員協議会 地区会長	関 雅治
8	市コミュニティ組織連絡協議会関係者	市コミュニティ組織連絡協議会 会長	川又 武司
9	市自治会連合会関係者	市自治会連合会 副会長	橋本 正彦
10	ボランティア団体関係者	市ボランティア連絡協議会 副会長	濱野 京子
11	社会福祉施設関係者	市介護サービス事業者連絡協議会 監事	和賀 育子
12	学識経験者	茨城キリスト教大学 非常勤講師, 茨城県社会福祉協議会 理事	◎池田 幸也
13	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会関係者	市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	福地 佳子 ^{※1}
14	特定非営利活動法人関係者	特定非営利活動法人 くらし協同館なかよし 事務局長	熊木 康夫

◎委員長 ○副委員長

※1 福地委員は地域福祉計画推進委員会委員のみ委嘱となります。

2, 計画策定の経過

日付	会議	内容
令和4年 8月18日	第1回地域福祉計画推進委員会※1	計画の改定について
11月 4日	第2回地域福祉計画推進委員会	改定に係るアンケートについて
12月～	市民アンケートの実施	
1月～	自治会長, 高齢者クラブ会長, サロン, 民生委員・児童委員, NPO法人, 社会福祉法人へのアンケート実施	
令和5年 3月23日	第3回地域福祉計画推進委員会	改定に係るアンケート結果について
8月24日	第4回地域福祉計画推進委員会	第2次計画素案について
11月22日	第5回地域福祉計画推進委員会	第2次計画原案について
12月25日～1月25日	パブリック・コメント実施期間	1名の方から1件の意見が寄せられる
2月13日	第6回地域福祉計画推進委員会	第2次計画について
3月 4日	全員協議会(市議会)にて案の概要説明	
3月25日	策定	

※1地域福祉計画推進委員会

＝ひたちなか市地域福祉計画推進委員会及びひたちなか市社会福祉協議会総合企画委員会

第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年3月発行

編集発行 茨城県ひたちなか市保健福祉部福祉事務所地域福祉課

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話 029-273-0111(代表)

社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会

〒312-0041 茨城県ひたちなか市西大島3丁目16-1

電話 029-274-3241

